

資料編

- 【資料 1】 摂津市防災会議条例
- 【資料 2】 摂津市防災会議運営規程
- 【資料 3】 摂津市防災会議委員名簿
- 【資料 4】 大阪府地震被害想定調査結果
- 【資料 5】 洪水浸水想定区域図
- 【資料 6】 雨水出水浸水想定区域図
- 【資料 7】 摂津市災害対策本部条例
- 【資料 8】 摂津市災害対策本部組織図
- 【資料 9】 一時避難場所・広域避難場所一覧
- 【資料 10】 避難路、一時避難場所、広域避難場所位置図
- 【資料 11】 避難所・緊急避難場所・自主避難所一覧
- 【資料 12】 避難所・緊急避難場所・自主避難所位置図
- 【資料 13】 緊急交通路一覧
- 【資料 14】 防災拠点・緊急交通路図
- 【資料 15】 災害時用臨時ヘリポートの選定基準
- 【資料 16】 災害時用臨時ヘリポート一覧
- 【資料 17】 協定締結一覧
- 【資料 18】 浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧
- 【資料 19】 応急仮設住宅建設候補地一覧
- 【資料 20】 災害時における配備職員数
- 【資料 21】 被害状況即報等に係る各班の役割分担
- 【資料 22】 市町村行政機能確保チェックリスト
- 【資料 23】 罹災証明書等交付要綱

【資料1】 摂津市防災会議条例

昭和38年7月1日

条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第16条第6項の規定に基づき、摂津市防災会議(以下「防災会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 防災会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 指定地方行政機関(法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。)の職員

(2) 指定公共機関(法第2条第5号に規定する指定公共機関をいう。)及び指定地方公共機関(同条第6号に規定する指定地方公共機関をいう。)の職員

(3) 陸上自衛隊の自衛官

(4) 大阪府知事の事務部局の職員

(5) 大阪府警察の警察官

(6) 市内の医療機関の医師

(7) 市長の事務部局の職員

(8) 教育長

(9) 消防長及び消防団長

(10) 自主防災組織(法第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。)を構成する者又は学識経験のある者

6 前項第1号から第7号まで及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(所掌事務)

第3条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 摂津市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2) 市長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

(4) 災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、関係機関との連絡調整を図ること。

(5) その他必要な事項

(専門委員)

第4条 防災会議に専門事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年7月10日から施行する。

附 則(昭和38年10月10日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和39年5月27日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和41年10月13日条例第27号)

この条例は、三島町が市となる日から施行する。

附 則(昭和42年3月23日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年3月30日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年10月5日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月30日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日条例第16号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成24年11月8日条例第26号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日から平成26年10月14日までの間において、第1条の規定による改正後の摂津市防災会議条例第2条第5項の規定により同項第10号に掲げる者のうちから委嘱される委員の任期は、同条第6項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則(平成25年11月1日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

【資料2】 摂津市防災会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、摂津市防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専決処分)

第3条 緊急を要し、会議を招集する暇がないとき又はやむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は、会議において議決すべき事項（摂津市地域防災計画の作成及び修正を除く。）を処分することができる。

2 会長は、軽易な事項を処理したとき及び前項の規定による処分をしたときは、次の会議において報告し、承認を求めなければならない。

(会長印)

第4条 会長名をもってする文書に押印する印（以下「会長印」という。）の名称、書体、寸法及びひながたは別表のとおりとする。

(会長印の管理)

第5条 会長印の管理は、総務部防災危機管理課長が行う。

(会長印の作成又は改刻)

第6条 会長印を新たに作成し、又は改刻しようとするときは、会長の決裁を受けなければならない。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、総務部防災危機管理課が行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成9年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

別表 略

ひながた 略

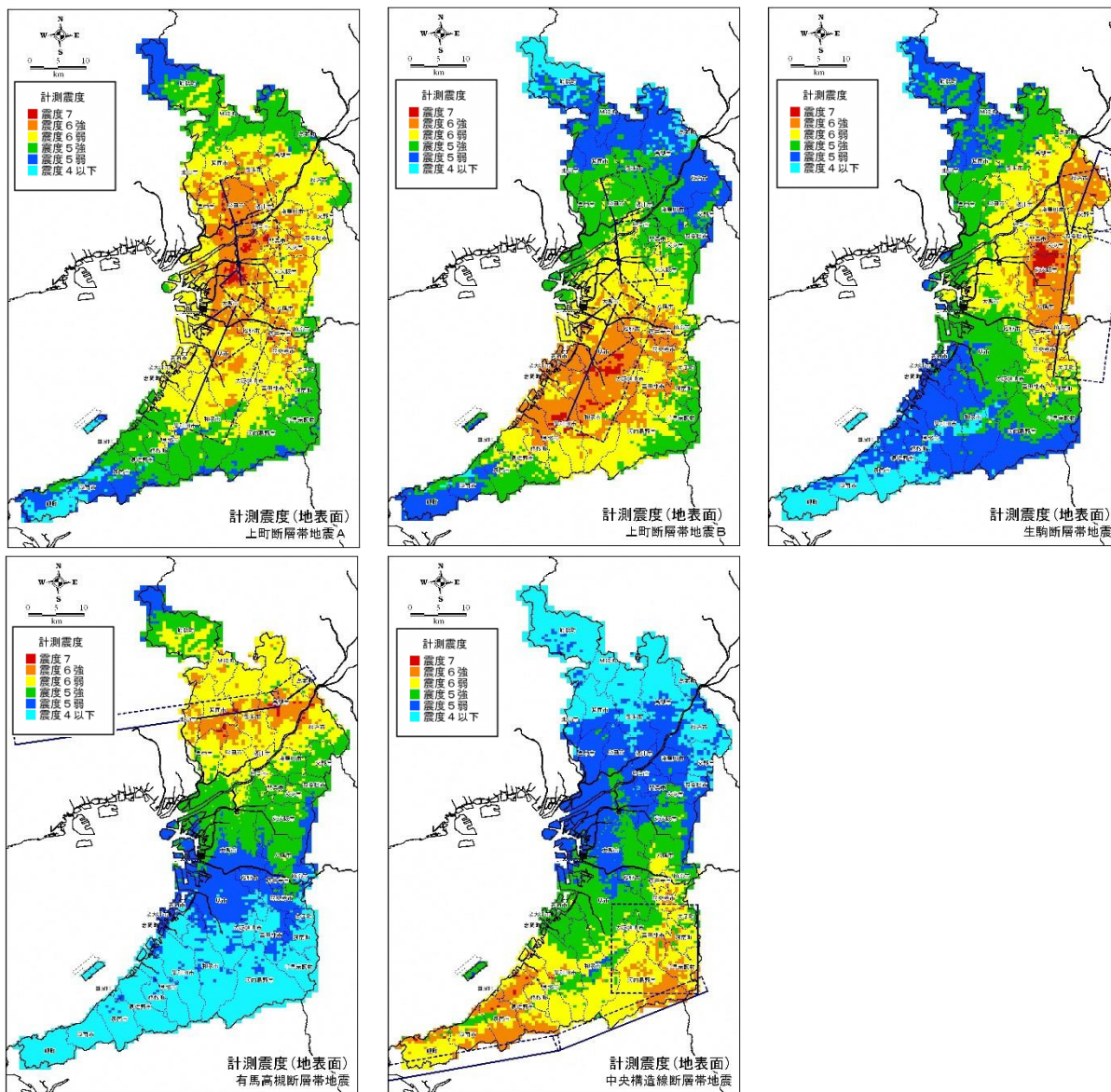
【資料3】 摂津市防災会議委員名簿

(令和7年11月1日現在)

	機関及び役職
会 長	摂津市長
第1号委員	近畿農政局大阪府拠点 地方参事官 (大阪府担当)
	近畿地方整備局 淀川河川事務所 事務所長
第2号委員	日本郵便株式会社 摂津郵便局 郵便局長
	西日本旅客鉄道株式会社 茨木駅長
	NTT 西日本株式会社関西支店 設備部長
	大阪ガスネットワーク株式会社 北東部事業部設備技術チーム マネージャー
	日本通運株式会社大阪支店 大阪東ロジスティクスセンター 営業課長
	関西電力送配電株式会社 大阪北本部 北摂配電営業所 託送営業課長
	神安土地改良区 理事長
	淀川右岸水防事務組合 事務局長
	阪急電鉄株式会社 高槻市駅 (正雀駅・摂津市駅) 総括駅長
	阪急バス株式会社 柱本営業所 所長
第3号委員	陸上自衛隊第36普通科連隊 第4中隊長
第4号委員	大阪府茨木土木事務所 所長
	大阪府茨木土木事務所 参事兼地域支援・企画課長
	大阪府茨木保健所 次長
第5号委員	大阪府摂津警察署 署長
第6号委員	一般社団法人摂津市医師会 理事
第7号委員	摂津市副市長
	〃 市長公室長
	〃 総務部理事
	〃 生活環境部長
	〃 保健福祉部長
	〃 建設部長
第8号委員	摂津市教育委員会 教育長
第9号委員	摂津市消防本部 消防長
	摂津市消防団 団長
第10号委員	摂津市自治連合会 理事
	摂津市女性防火クラブ連絡会 会長
	特定非営利活動法人NPO政策研究所 専務理事
	特定非営利活動法人摂津市人材サポート・ビューロー 代表理事

【資料 4】大阪府地震被害想定調査結果

1. 直下型地震（平成 19 年 3 月算出）



上町断層帯や生駒断層帯でマグニチュード 7 クラスの地震が発生した場合、市内に甚大な被害が発生する可能性がある。

<想定地震発生時の条件>

季節、時間：冬の夕刻（午後 6 時）

気象条件：風速 8.0m/s（※）

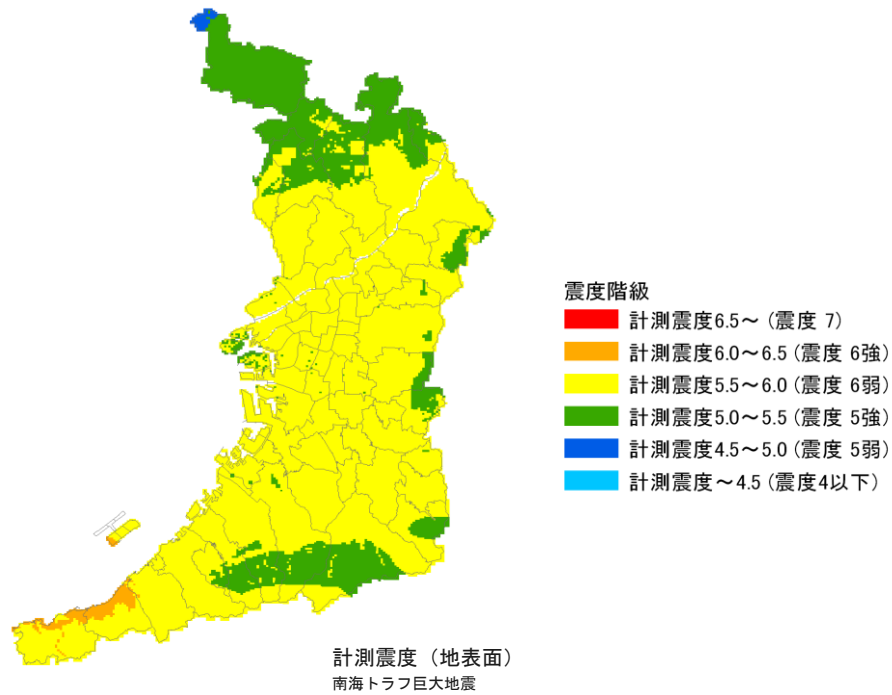
※豊中観測所での超過確率 1%の風速（1年に3日程度起こりうる）

<地震被害予測結果一覧>

被害内容		想定地震		上町断層帯	上町断層帯	生駒断層帯	有馬高槻	中央構造線
		地震A	地震B	地震	断層帯地震	断層帯地震		
気象庁マグニチュード ¹		7.5~7.8	7.5~7.8	7.3~7.7	7.3~7.7	7.7~8.1		
建物被害	全壊	5,958棟	340棟	3,845棟	1,346棟	2棟		
	半壊	5,215棟	758棟	4,548棟	2,345棟	6棟		
出火件数	全出火	10件	2件	6件	3件	2件		
	炎上出火	8件	0件	4件	1件	0件		
焼失	出火による	6棟	0棟	5棟	0棟	0棟		
	延焼による	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟		
人的被害	建物倒壊	死者	112人	1人	38人	9人	0人	
		負傷者	1,101人	208人	1,311人	761人	1人	
		重傷者	60人	21人	77人	68人	0人	
	火災	死者	0人	0人	0人	0人	0人	
		負傷者	1人	0人	1人	0人	0人	
罹災者数 ^{りさい}		39,059人	3,557人	28,202人	12,950人	18人		
避難所生活者数		11,328人	1,032人	8,179人	3,756人	6人		
ライフライン	停電	27,512軒	1,098軒	14,602軒	5,819軒	0軒		
	ガス供給停止	31,000戸	0戸	15,000戸	15,000戸	0戸		
	水道断水	71,000人	31,000人	53,000人	49,000人	0人		
	固定電話被災	10,773回線	798回線	1,436回線	1,436回線	80回線		
震災廃棄物	可燃物	141,000ト	12,000ト	101,000ト	41,000ト	0ト		
	不燃物	495,000ト	43,000ト	352,000ト	146,000ト	1,000ト		

※出火件数は3日間の値

2. 南海トラフ巨大地震（平成 25 年 10 月算出）

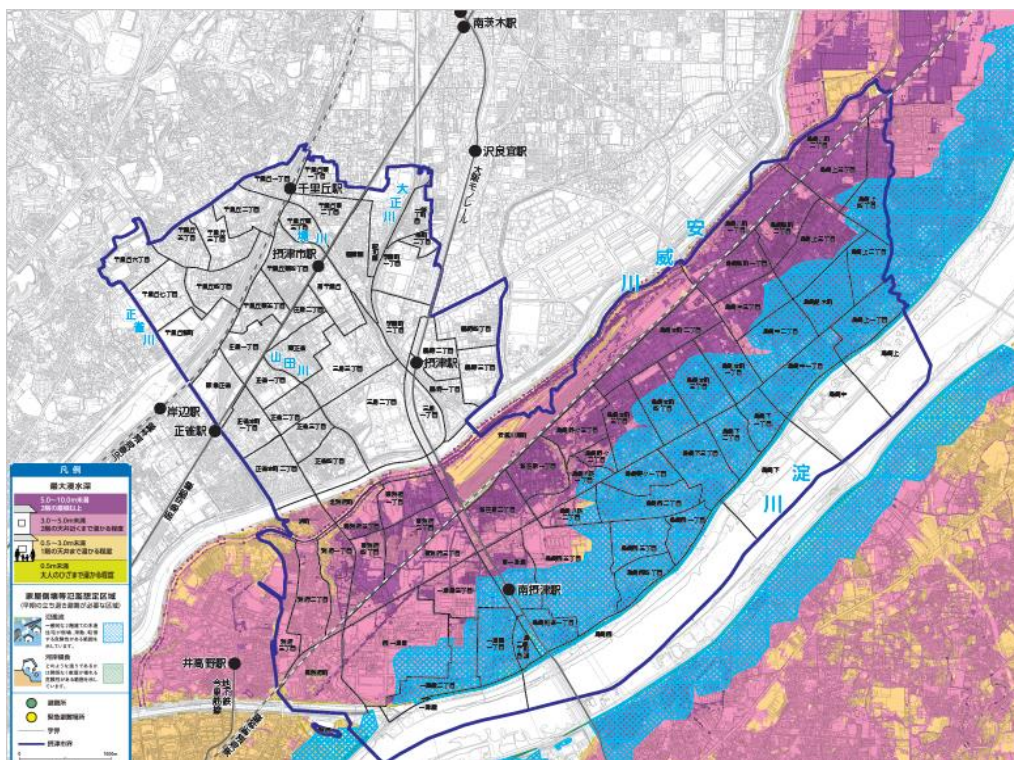


<地震被害予測結果>

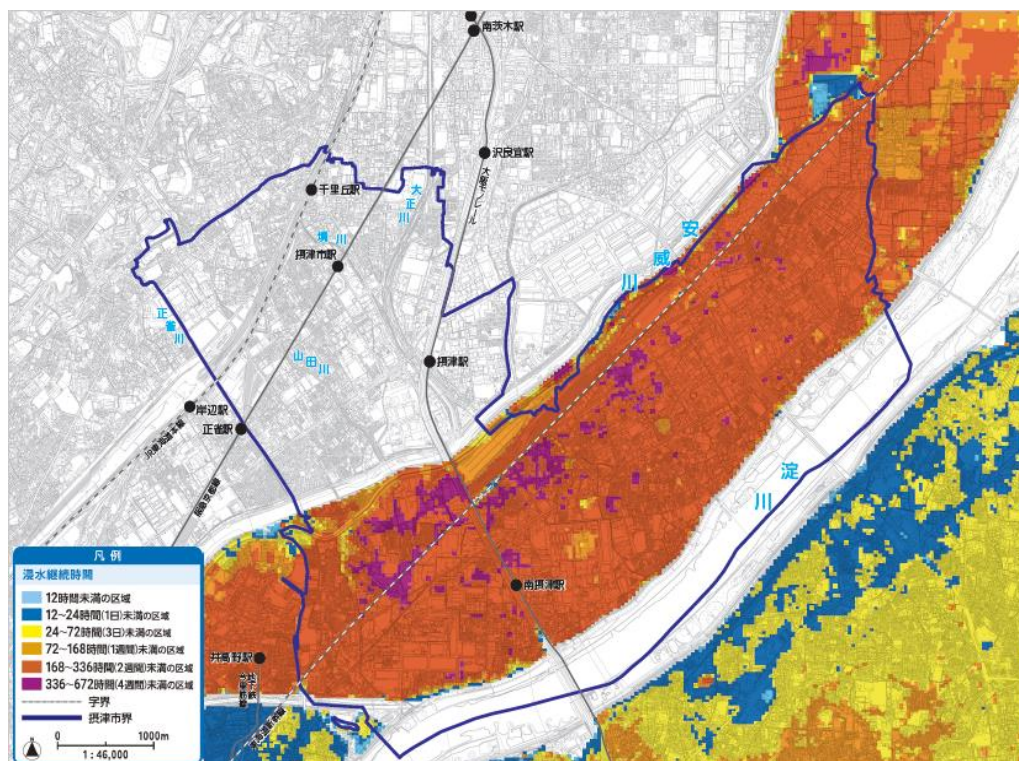
想定地震		南海トラフ巨大地震
地震の規模		マグニチュード (M) 9.0～9.1
		計測震度 6 弱
建物全半壊棟数		全壊 232 棟 半壊 2,225 棟
出火件数 (炎上出火冬 18 時)		2 件
死傷者数 (冬 18 時)		死者 10 人 負傷者 259 人 重傷者 25 人
避難者数		15,512 人 (内、避難所生活者数 4,654 人)
ライフライン	停電	20,805 軒
	ガス供給停止	11,546 戸
	電話不通	1,000 加入者
	水道断水	73,449 人
震災廃棄物	可燃物	8,000 トン
	不燃物	38,000 トン

【資料5】洪水浸水想定区域図（想定最大規模降雨）

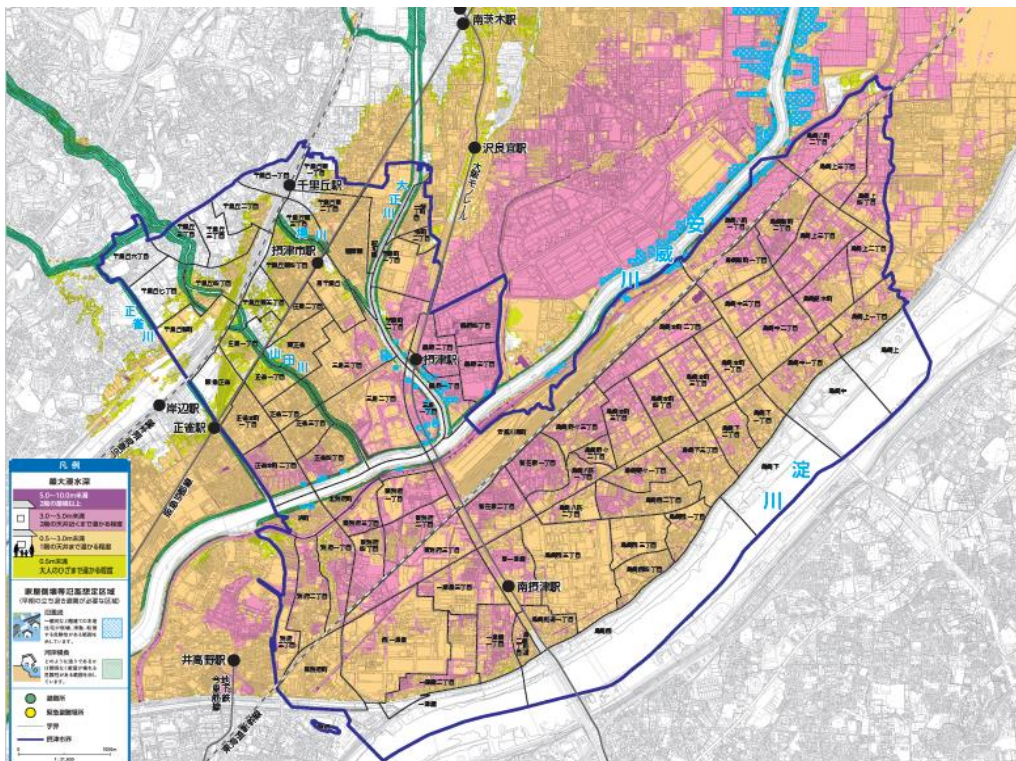
1. 淀川



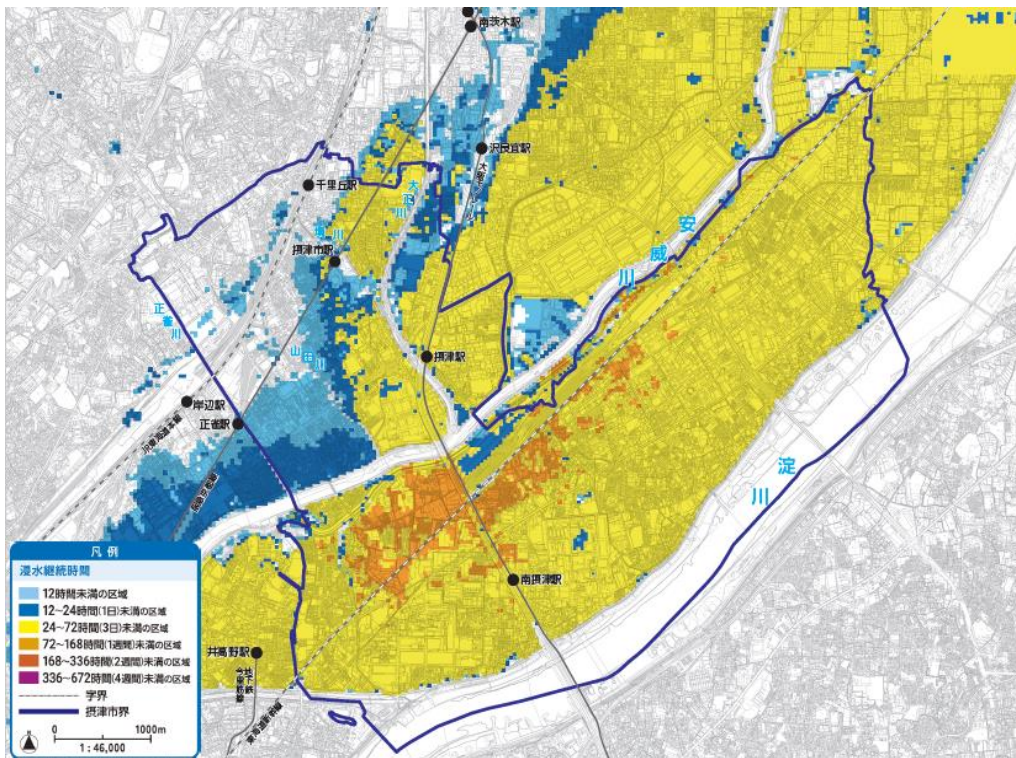
2. 淀川（浸水継続時間）



3. 安威川、山田川、正雀川、大正川、境川



4. 安威川、山田川、正雀川、大正川、境川 (浸水継続時間)



【資料 7】 摂津市災害対策本部条例

昭和 38 年 7 月 1 日

条例第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、摂津市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 7 月 10 日より施行する。

附 則(昭和 41 年 10 月 13 日条例第 27 号)

この条例は、三島町が市となる日から施行する。

附 則(昭和 42 年 3 月 23 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 30 日条例第 1 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 11 月 8 日条例第 26 号)抄

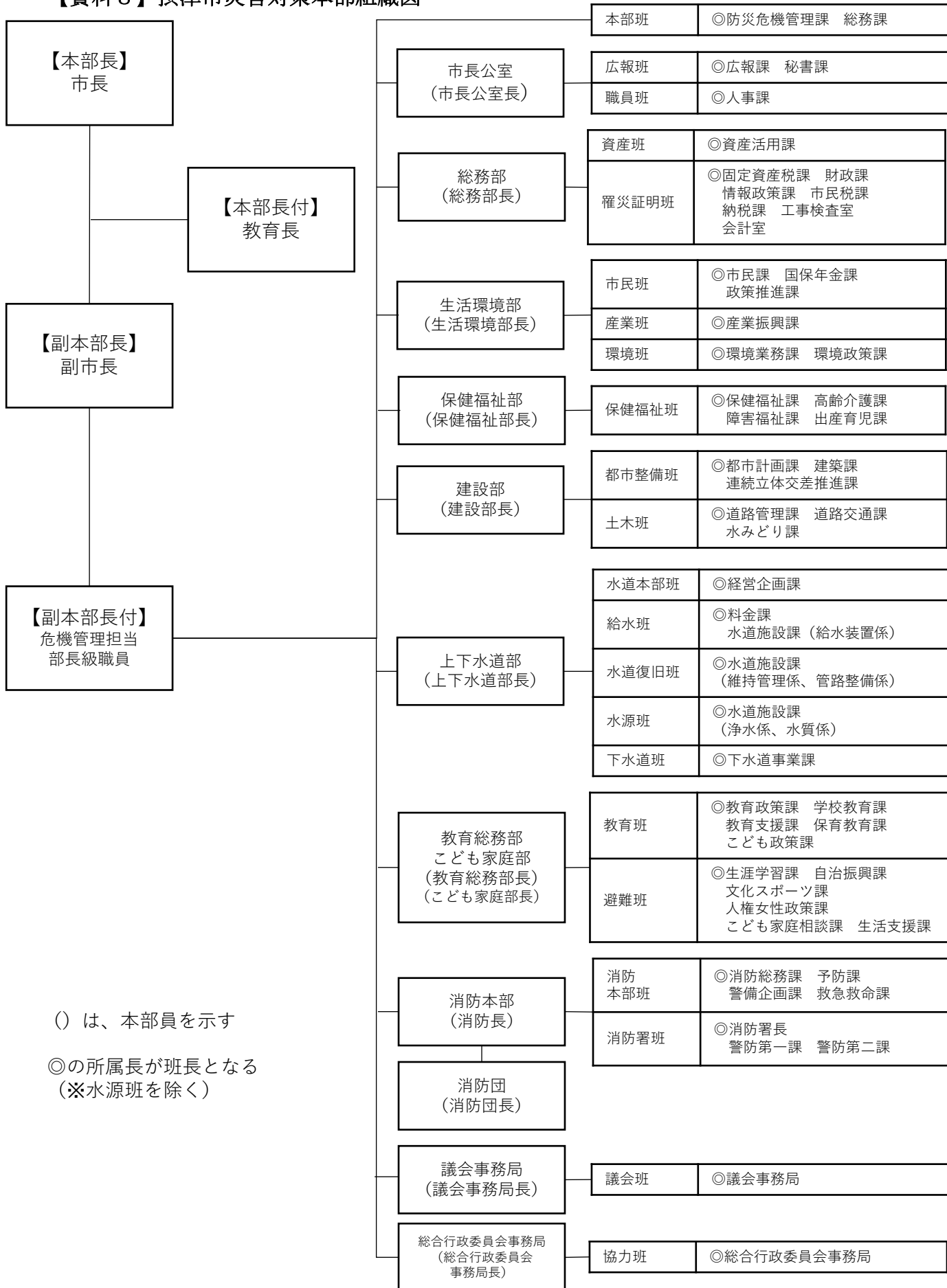
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 30 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

【資料8】摂津市災害対策本部組織図



() は、本部員を示す

◎の所属長が班長となる
(※水源班を除く)

【資料9】一時避難場所・広域避難場所一覧

■一時避難場所（地震）

No.	校区	名称	所在地	面積 (㎡)	備考
1	千里丘	明和池公園	千里丘新町2	10,543	
2		千里丘防災広場	千里丘3丁目6	954	
3		千里丘小学校グラウンド	千里丘3丁目15-4	3,737	
4		市場池公園	千里丘6丁目11	10,000	
5	三宅柳田	旧三宅小学校グラウンド	千里丘東1丁目17-46	4,423	
6		摂津高等学校グラウンド	学園町1丁目5-1	13,650	
7		第三中学校グラウンド	学園町1丁目3-1	11,946	
8		三宅柳田小学校グラウンド	学園町2丁目9-1	7,294	
9		青少年運動広場	鶴野3丁目1	18,310	
10	摂津	摂津小学校グラウンド	三島3丁目14-60	8,453	
11		星翔高等学校グラウンド	三島3丁目5-36	10,000	
12		第一中学校グラウンド	南千里丘3-20	10,994	
13	味舌	味舌小学校グラウンド	三島2丁目13-38	7,260	
14		庄屋公園	庄屋1丁目10	14,000	
15	別府	大阪経済大学摂津キャンパス	別府3丁目15-25	10,000	
16		別府公園	別府3丁目19	7,802	
17		第四中学校グラウンド	東別府4丁目6-1	11,140	
18		別府小学校グラウンド	東別府5丁目1-33	7,500	
19	味生	味生小学校グラウンド	一津屋2丁目19-1	9,638	
20	鳥飼西	鳥飼西小学校グラウンド	鳥飼西3丁目1-1	3,825	
21		スポーツ広場	鳥飼西3丁目8-1	17,455	
22		第二中学校グラウンド	鳥飼八防2丁目1-1	9,351	
23	鳥飼北	鳥飼北小学校グラウンド	鳥飼本町5丁目10-1	7,210	
24		ふるさと公園	鳥飼本町4丁目7	11,304	
25	鳥飼	鳥飼小学校グラウンド	鳥飼下1丁目7-1	4,398	
26		摂津支援学校・とりかい高等支援学校グラウンド	鳥飼上1丁目1-15	7,790	
27	鳥飼東	第五中学校グラウンド	鳥飼新町1丁目10-1	10,150	
28		旧鳥飼東小学校グラウンド	鳥飼上3丁目4-51	5,730	
29		せんだん公園	鳥飼上3丁目4	10,668	
合計				265,525	

※収容可能人数は1人/1㎡を基本とする

■一時避難場所（地震・風水害）

No.	校区	名称	所在地	面積 (㎡)	備考
30	鳥飼西	とりかいこども園 第2児童センター	鳥飼西3-1-2	746㎡	乳幼児及びその保護者優先

■広域避難場所（地震）

No.	名称	所在地	収容可能面積 (㎡)	避難対象地域
31	万博記念公園	吹田市	2,580,000	安威川より北側の地域
32	淀川河川公園	淀川河川敷	402,000	安威川より南側の地域
合計			2,982,000	

■広域避難場所（風水害）

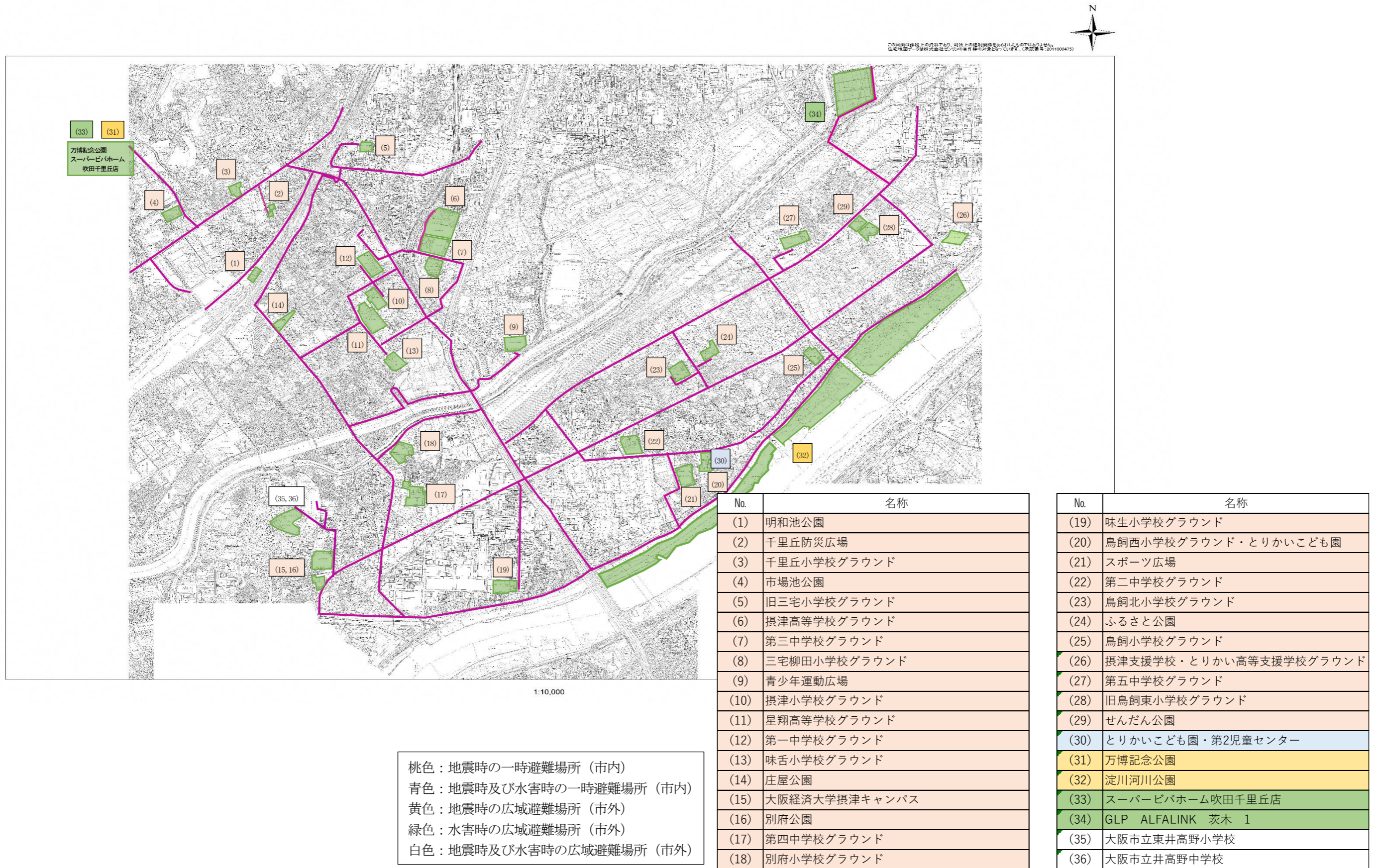
No.	名称	所在地	収容可能面積 (㎡)	職員配置	使用可能な範囲
33	スーパービバホーム 吹田千里丘店	吹田市千里丘北 1-2	2,280	×	駐車場部分（300台）
34	GLP ALFALINK 茨木 1	茨木市東野々宮 1-40	690	×	共用棟2階カフェテリア（約440㎡） 倉庫棟5階カフェテリア（約250㎡）

■その他広域避難場所（地震・風水害）

No.35 大阪市立東井高野小学校（大阪市東淀川区井高野 2-8-28）

No.36 大阪市立井高野中学校（大阪市東淀川区井高野 2-8-13）

【資料10】避難路、一時避難場所、広域避難場所位置図



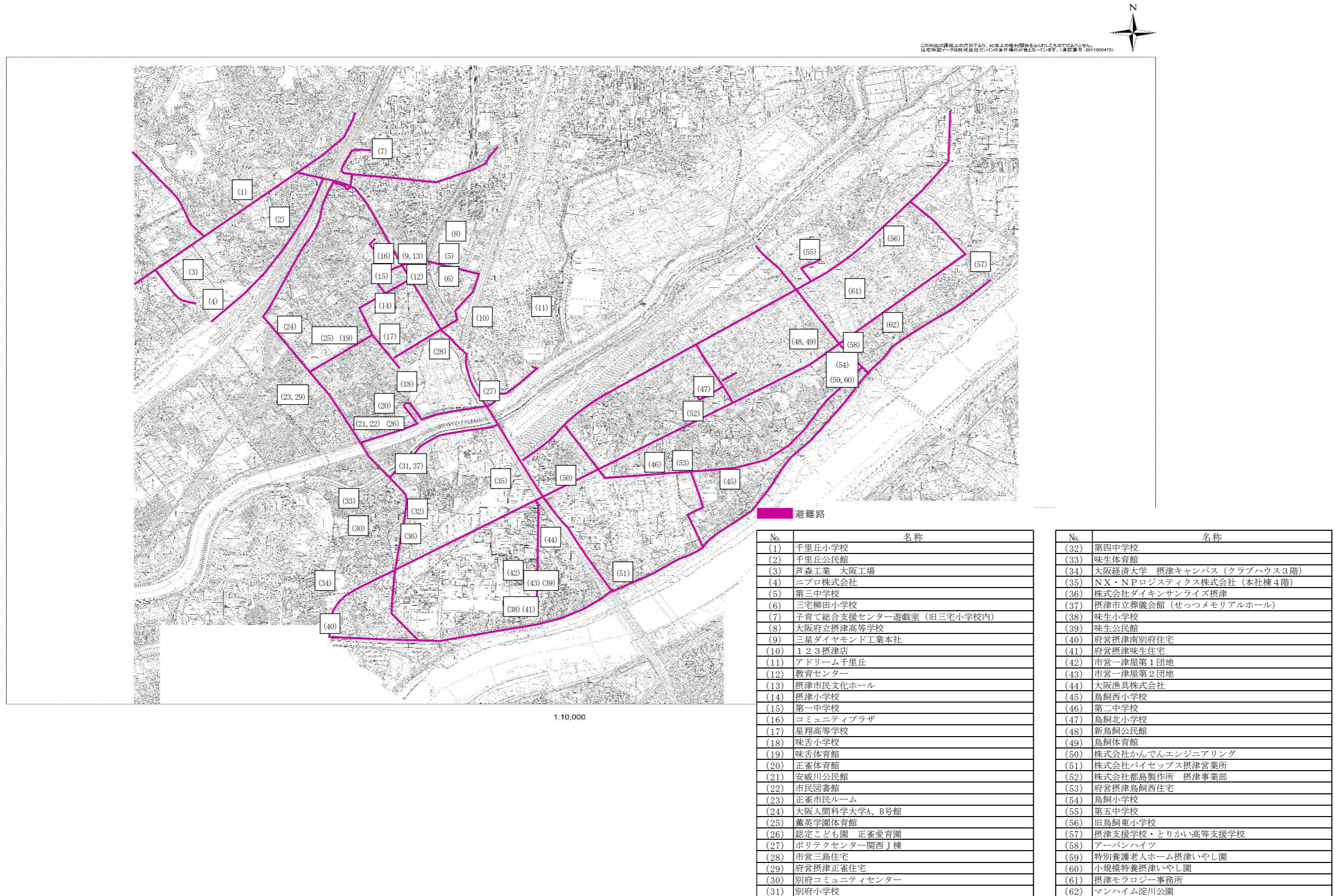
【資料11】避難所・緊急避難場所・自主避難所一覧

No.	名称	所在地	水害時						地震時			職員配置	台風時の自主避難所	備考
			取扱※1	収容可能面積 (㎡) ※2	収容可能人数 (人)	最大階層	想定浸水深 (m) ※3		取扱※1	収容可能面積 (㎡)	収容可能人数 (人)			
							淀川	安威川等 ※4						
(1)	千里丘小学校	千里丘3丁目15-4	避	2,290	432	4	—	—	避	2,290	432	○	×	
(2)	千里丘公民館	千里丘3丁目9-47	避	478	90	2	—	—	避	478	90	○	×	
(3)	芦森工業 大阪工場	千里丘7丁目11-61	緊	1,940	1,940	—	—	0.5未満	—	—	—	×	×	協定(屋外)
(4)	ニプロ株式会社(※5)	千里丘新町3-26	緊	500	500	1	—	0.5~3.0	—	—	—	×	×	協定
(5)	第三中学校	学園町1丁目3-1	緊	1,597	1,597	4	—	0.5~3.0	避	4,387	827	○	×	
(6)	三宅柳田小学校	学園町2丁目9-1	緊	1,913	1,913	4	—	0.5~3.0	避	3,090	583	○	×	
(7)	子育て総合支援センター遊戯室(旧三宅小学校内)	千里丘東1丁目17-46	避	624	117	1	—	—	避	624	117	○	×	
(8)	大阪府立摂津高等学校	学園町1丁目5-1	緊	1,080	1,080	2	—	0.5~3.0	避	1,610	303	○	×	協定
(9)	三星ダイヤモンド工業本社	香露園32番12号	緊	385	385	4	—	0.5~3.0	—	—	—	○	×	協定
(10)	123摂津店	鶴野2丁目2番9号	緊	5,013	5,013	4	—	3.0~5.0	—	—	—	×	×	協定
(11)	アドリーム千里丘	鶴野4-3-34	緊	3,079	3,079	11	—	3.0~5.0	—	—	—	×	×	協定
(12)	教育センター	香露園34-1	緊	309	309	3	—	0.5~3.0	—	—	—	×	×	協定
(13)	摂津市民文化ホール	香露園32-19	緊	204	204	2	—	0.5~3.0	—	—	—	×	×	協定
(14)	摂津小学校	三島3丁目14-60	緊	2,312	2,312	3	—	0.5~3.0	避	3,738	705	○	×	
(15)	第一中学校	南千里丘3-20	緊	2,127	2,127	4	—	0.5~3.0	避	4,016	757	○	×	
(16)	コミュニティプラザ	南千里丘5-35	緊	907	907	3	—	0.5未満	避	1,230	232	○	○	
(17)	星翔高等学校	三島3丁目5-36	緊	6,856	6,856	3	—	0.5~3.0	避	13,558	2,558	○	×	協定
(18)	味舌小学校	三島2丁目13-38	緊	1,619	1,619	4	—	0.5~3.0	避	2,847	537	○	×	
(19)	味舌体育館	正雀1丁目1番6号	緊	238	238	3	—	0.5~3.0	避	1,237	233	○	×	
(20)	正雀体育館	正雀4丁目2-3	—	—	—	1	—	0.5~3.0	避	805	151	○	×	
(21)	安威川公民館	正雀4丁目9-28	緊	46	46	3	—	0.5~3.0	避	268	50	○	○	
(22)	市民図書館	正雀4丁目9-25	緊	221	221	4	—	0.5~3.0	避	221	41	○	×	
(23)	正雀市民ルーム	正雀本町1丁目11-1	緊	182	182	3	—	0.5~3.0	避	207	39	○	×	
(24)	大阪人間科学大学A、B号館	庄屋1-12-13	緊	573	573	7	—	0.5未満	—	—	—	○	×	協定
(25)	薫英学園体育館	正雀1-4-1	緊	1,377	1,377	2	—	0.5~3.0	—	—	—	○	×	協定
(26)	認定こども園 正雀愛育園	正雀4丁目12番23号	緊	318	318	3	—	3.0~5.0	—	—	—	×	×	協定
(27)	ポリテクセンター関西J棟	三島1-2-1	緊	915	915	7	—	3.0~5.0	—	—	—	×	×	協定
(28)	市営三島住宅	三島2-5-2	緊	979	979	6	—	0.5~3.0	—	—	—	×	×	協定
(29)	府営摂津正雀住宅	正雀本町 1-3-1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	緊	1,158	1,158	8	—	0.5~3.0	—	—	—	×	×	協定
(30)	別府コミュニティセンター	別府2丁目10-21	緊	225	225	3	3.0~5.0	0.5~3.0	避	489	92	○	○	
(31)	別府小学校	東別府5丁目1-33	緊	900	900	4	3.0~5.0	0.5~3.0	避	3,004	566	○	×	
(32)	第四中学校	東別府4丁目6-1	緊	1,280	1,280	4	3.0~5.0	0.5~3.0	避	3,642	687	○	×	
(33)	味生体育館	別府2丁目3-1	—	—	—	3	3.0~5.0	0.5~3.0	避	1,248	235	○	×	
(34)	大阪経済大学 摂津キャンパス(クラブハウス3階)	別府3丁目15-25	緊	225	225	3	3.0~5.0	0.5~3.0	—	—	—	×	×	協定
(35)	NX・NPロジスティクス株式会社(本社棟4階)	東別府三丁目2番6号	緊	204	204	4	5.0~10.0	3.0~5.0	—	—	—	×	×	協定
(36)	株式会社ダイキンサンライズ摂津(※6)	東別府4-9-9	緊	400	400	3	5.0~10.0	3.0~5.0	—	—	—	×	×	協定(建物高が高いため使用可能)
(37)	摂津市立葬儀会館(せつつメモリアルホール)	東別府5丁目1-44	緊	235	235	3	3.0~5.0	0.5~3.0	—	—	—	×	×	協定
(38)	味生小学校	一津屋2丁目19-1	緊	1,222	1,222	4	3.0~5.0	0.5~3.0	避	2,847	537	○	×	
(39)	味生公民館	一津屋1丁目16-13	—	—	—	2	5.0~10.0	3.0~5.0	避	245	46	○	×	
(40)	府営摂津南別府住宅	南別府町9-1, 2, 3, 4	—	3,254	3,254	12	3.0~5.0	0.5~3.0	—	—	—	○	×	協定
(41)	府営摂津味生住宅	一津屋1-38-1, 2	—	87	87	5	3.0~5.0	0.5~3.0	—	—	—	○	×	協定
(42)	市営一津屋第1団地	一津屋2-26-2	—	262	262	5	3.0~5.0	0.5~3.0	—	—	—	○	×	協定
(43)	市営一津屋第2団地	一津屋1-34-1	—	590	590	6	3.0~5.0	0.5~3.0	—	—	—	○	×	協定
(44)	大阪漁具株式会社	一津屋3-13-1	—	200	200	3	5.0~10.0	3.0~5.0	—	—	—	○	×	協定(北倉庫 3階 屋上)
(45)	鳥飼西小学校	鳥飼西3丁目1-1	緊	1,405	1,405	4	3.0~5.0	0.5~3.0	避	3,241	611	○	×	
(46)	第二中学校	鳥飼八防2丁目1-1	緊	2,009	2,009	4	3.0~5.0	0.5~3.0	避	3,626	684	○	×	
(47)	鳥飼北小学校	鳥飼本町5丁目10-1	緊	1,288	1,288	4	3.0~5.0	0.5~3.0	避	3,134	591	○	○	

No.	名称	所在地	水害時						地震時			職員配置	台風時の自主避難所	備考
			取扱※1	収容可能面積 (㎡) ※2	収容可能人数 (人)	最大階層	想定浸水深 (m) ※3		取扱※1	収容可能面積 (㎡)	収容可能人数 (人)			
							淀川	安威川等※4						
(48)	新鳥飼公民館	鳥飼本町1丁目9-45	—	—	—	2	5.0~10.0	3.0~5.0	避	284	53	○	×	
(49)	鳥飼体育館	鳥飼本町1丁目9-45	—	—	—	1	5.0~10.0	3.0~5.0	避	891	168	○	×	
(50)	株式会社かんでんエンジニアリング	新在家2-24-1	緊	1,611	1,611	5	3.0~5.0	0.5~3.0	—	—	—	○	×	協定
(51)	株式会社バイセップス摂津営業所	鳥飼和道1丁目9番9号	緊	290	290	3	5.0~10.0	0.5~3.0	—	—	—	×	×	協定(屋上)
(52)	株式会社都島製作所 摂津事業部	鳥飼本町5丁目16番25号	緊	500	500	3	3.0~5.0	0.5~3.0	—	—	—	×	×	協定
(53)	府営摂津鳥飼西住宅	鳥飼西2-35-1, 2, 3, 4	緊	394	394	5	5.0~10.0	3.0~5.0	—	—	—	×	×	協定
(54)	鳥飼小学校	鳥飼下1丁目7-1	緊	192	192	4	5.0~10.0	0.5~3.0	避	2,762	521	○	○	
(55)	第五中学校	鳥飼新町1丁目10-1	緊	576	576	4	5.0~10.0	0.5~3.0	避	3,089	582	○	×	
(56)	旧鳥飼東小学校	鳥飼上3丁目4-51	緊	576	576	4	5.0~10.0	0.5~3.0	避	2,244	423	○	×	
(57)	摂津支援学校・とりかい高等支援学校	鳥飼上1-15	緊	1,100	1,100	2	5.0~10.0	0.5~3.0	避	1,866	352	○	×	協定
(58)	アーバンハイツ	鳥飼中1-30-17	緊	77	77	4	3.0~5.0	0.5~3.0	—	—	—	×	×	協定
(59)	特別養護老人ホーム摂津いやし園	鳥飼下1-13-7	緊	354	354	4	5.0~10.0	0.5~3.0	—	—	—	×	×	協定
(60)	小規模特養摂津いやし園	鳥飼下1-13-15	緊	205	205	3	3.0~5.0	0.5~3.0	—	—	—	×	×	協定
(61)	摂津モラロジー事務所	鳥飼中2-9-22	緊	112	112	3	5.0~10.0	0.5~3.0	—	—	—	×	×	協定(屋上)
(62)	マンハイム淀川公園	鳥飼中1-2-10	緊	1,293	1,293	9	5.0~10.0	0.5~3.0	—	—	—	×	×	協定
合計		—	—	60,306	57,553	—	—	—		73,218	13,803	—	—	—

- ※1 避：避難所、緊：緊急避難場所
 ※2 水害時の緊急避難場所の収容人数は1人1㎡を基本とする。
 ※3 想定浸水深は、対象施設の敷地内における想定最大浸水深
 ※4 安威川等には、安威川、山田川、正雀川、大正川、境川が含まれている。
 ※5 緊急避難場所として使用可能なスペースは、1階ホール1(AおよびB)となる。
 ※6 緊急避難場所として使用可能なスペースは、3階の食堂及び廊下となる。使用可能な時間は土・日・祝日は除く8:15~17:15となる。

【資料 12】避難所・緊急避難場所・自主避難所位置図

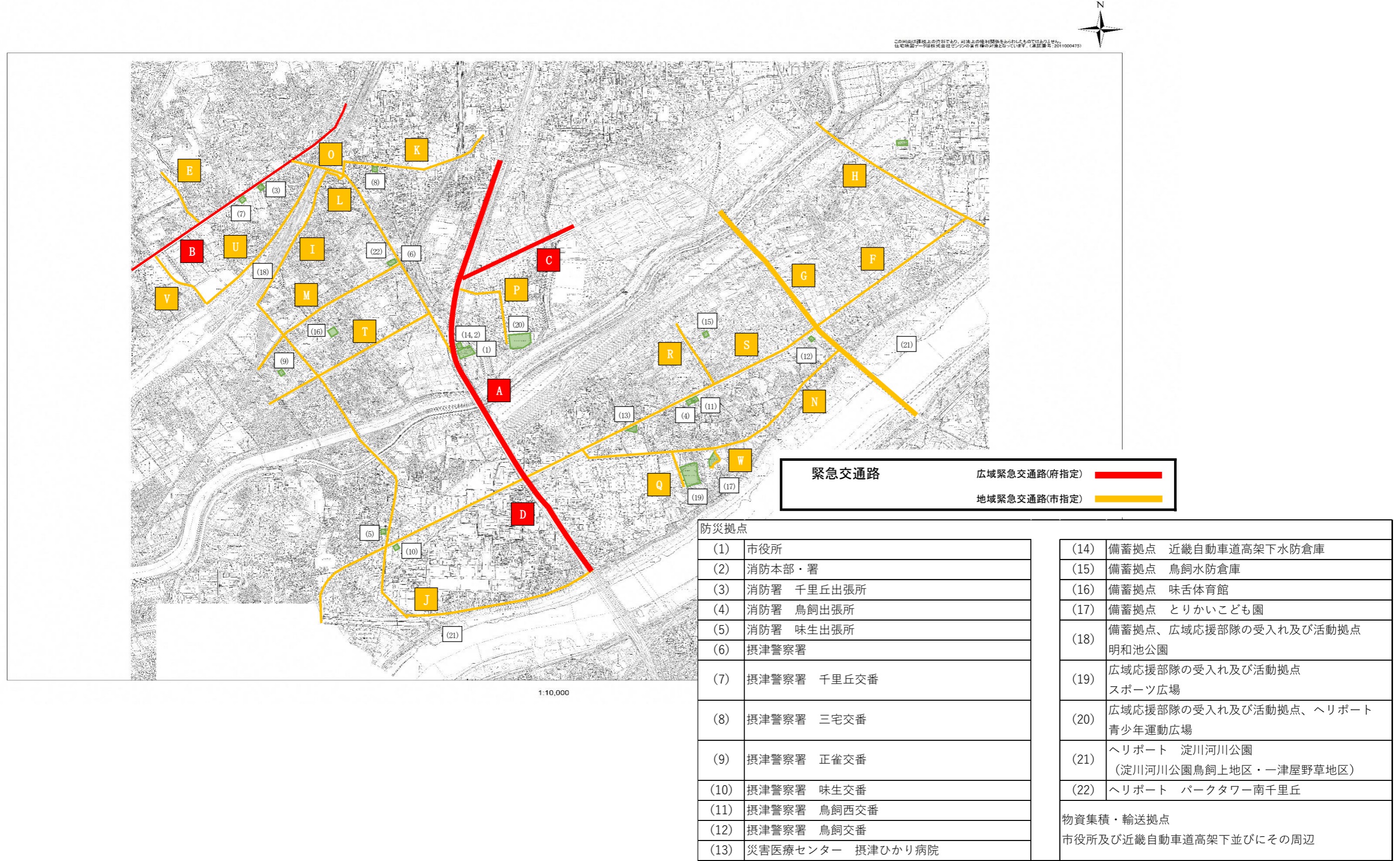


【資料 13】 緊急交通路一覧

区分	※	路線名	区間
広域緊急交通路 (府指定)	A	近畿自動車道 〔自動車専用道路〕	全線
	B	主要地方道大阪高槻京都線 〔重点14路線〕	畑田 (R171・茨木市) ～南森町
	C	主要地方道(新)大阪高槻京都線 〔その他〕	北大阪流通センター(大阪中央環状線・摂津市)～辻子 (R170・高槻市)
	D	主要地方道大阪中央環状線 〔重点14路線〕	新開橋付近 (R171・池田市) ～北丸保園付近 (R310・堺市)
地域緊急交通路 (市指定)	E	主要地方道(旧)大阪中央環状線	千里丘6丁目
	F	主要地方道大阪高槻線	南別府町～鳥飼上1丁目
	G	主要地方道八尾茨木線	鳥飼中1丁目～鳥飼八町1丁目
	H	主要地方道茨木寝屋川線	鳥飼中4丁目～鳥飼八町2丁目
	I	府道正雀停車場線	千里丘1丁目～正雀本町1丁目
	J	府道正雀一津屋線	正雀本町1丁目～鳥飼和道2丁目
	K	府道沢良宜東千里丘停車場線	昭和園～千里丘東1丁目
	T	府道十三高槻線	三島3丁目～正雀本町2丁目
	L	千里丘三島線	千里丘東2丁目(千里丘ガード)～三島2丁目(シオノギ前)
	M	正雀南千里丘線(一部)	正雀1丁目(府道正雀一津屋線)～南千里丘(摂津警察署前交差点)
	N	新在家鳥飼中線(一部)	新在家2丁目(新在家交差点)～鳥飼中1丁目(府道八尾茨木線)
	O	千里丘東64号線(一部)	千里丘東2丁目10番(府道沢良宜東千里丘停車場線)～千里丘駅南交差点(千里丘三島線)
	P	鶴野27号線	鶴野2丁目2番(中央環状線)～鶴野3丁目1番(青少年運動広場)
	Q	鳥飼西38号線(一部)	鳥飼西3丁目(鳥飼西3丁目交差点)～鳥飼西4丁目(スポーツ広場)
	R	鳥飼本町31号線	鳥飼本町4丁目1番(福山通運)～鳥飼本町4丁目2番信号
	S	鳥飼本町79号線	鳥飼本町4丁目2番信号～鳥飼本町4丁目20番(府道大阪高槻線)
	U	千里丘中央線	千里丘2丁目～千里丘新町
	V	岸部中88号線(吹田市道) 千里丘新町3号線	岸部中5丁目(府道大阪高槻京都線)～千里丘新町(国立循環器病研究センター東交差点)
W	鳥飼西25号線(一部)	鳥飼西3丁目1番(鳥飼西小学校前交差点)～鳥飼西小学校正門)	

※の表中のアルファベットは、防災拠点・緊急交

【資料 14】 防災拠点・緊急交通路図



【資料 15】 災害時用臨時ヘリポートの選定基準

- 1 地盤は、堅固な平坦地のこと。(コンクリート、芝生が最適)
 - 2 地面斜度 6 度以内のこと。
 - 3 離着陸（発着）のため必要最小限度の地積が確保できること。
〔必要最小限度の地積〕
 - ◎大型ヘリコプター・・・・・・・・ 100m 四方の地積
 - ◎中型ヘリコプター・・・・・・・・ 50m 四方の地積
 - ◎小型ヘリコプター・・・・・・・・ 30m 四方の地積
 - 4 二方向以上から離着陸が可能であること。
 - 5 離着陸時、周辺に支障のある障害物がないこと。
 - 6 車両等の進入路があること。
 - 7 林野火災における空中消火基地の場合
 - 水利、水源に近いこと。
 - 複数の駐機が可能なこと。
 - 補給基地が設けられること。
 - 気流が安定していること。
- ◎ なお、受入れに当たっては次の事項に留意すること。
- 1 風向風速を上空から確認できるように、ヘリポート近くに吹き流し又は旗を立てること。
これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示す対策（例：発煙筒）をとること。
 - 2 着陸点にはHを表示すること。
 - 3 状況により消火設備、照明設備、補給設備等を整備すること。

【資料 16】 災害時用臨時ヘリポート一覧

ヘリポート名	所在地	管理者	電話番号	幅×長さ	備考
青少年運動広場	鶴野三丁目 1	摂津市	06-6383-1111	150×100	大型駐機不可
淀川河川公園鳥飼上地区 一津屋野草地区	鳥飼上 一津屋	近畿地方整備局 淀川河川事務所	072-843-2861	200×100	
パークタワー南千里丘	南千里丘 5-13	三井不動産レジ デンシャルサー ビス関西株式会 社	0120-054-533	15×20	大型駐機不可

【資料17】協定締結一覧

No.	協定書等の名称	相手方	締結年月日	担当課名
1	茨木市・摂津市消防相互応援協定	茨木市	昭和40年2月1日	警備企画課
2	大阪府北ブロック消防相互応援協定	吹田市、守口市、門真市、枚方市、 寝屋川市、高槻市、茨木市、島本町、 大東市、交野市、四条畷市、 枚方寝屋川消防組合、 守口市門真市消防組合	昭和40年6月22日	警備企画課
3	大阪市・摂津市航空消防応援協定	大阪市	昭和45年10月1日	警備企画課
4	摂津市・東大阪市消防相互応援協定	東大阪市	昭和51年3月22日	警備企画課
5	摂津市と高槻市の災害通信連絡に関する協定	高槻市	昭和55年2月1日	警備企画課
6	災害時における相互援助協定	京都府向日市	平成7年8月1日	防災危機管理課
7	災害時における相互援助協定	奈良県桜井市	平成7年11月17日	防災危機管理課
8	災害時における相互応援細目協定書	滋賀県草津市	平成9年2月20日	防災危機管理課
9	配水管相互連絡管維持管理協定	高槻市	平成9年5月2日	経営企画課
10	災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定	日本水道協会関西地方支部	平成9年7月10日	経営企画課
11	災害時における摂津市と摂津市内郵便局との相互協力に関する覚書	摂津市内郵便局(9局)	平成12年5月9日	防災危機管理課
12	配水管相互連絡管維持管理及び応援給水協定	茨木市	平成17年	経営企画課
13	災害時における飲料の提供協力に関する協定書	近畿コカ・コーラボトリング株式会社	平成18年1月13日	防災危機管理課
14	地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	公益社団法人大阪府産業資源循環協会	平成18年3月27日	環境業務課
15	災害時の協力体制に関する届け	摂津市水道工事業協同組合	平成18年3月29日	防災危機管理課
16	災害時における応急対策業務に関する協定	摂津市建設業協会	平成18年12月4日	防災危機管理課
17	機能別団員及び分団の運用に関する覚書	・芦森工業株式会社大阪工場 ・株式会社カネカ大阪工場 ・ダイキン工業株式会社淀川製作所の 機能別分団	平成21年12月22日	消防総務課
18	災害時における一時避難所としての使用に関する協定	大阪漁具株式会社	平成23年12月1日	防災危機管理課
19	災害時における一時避難所としての使用に関する協定	芦森工業株式会社	平成24年1月24日	防災危機管理課
20	災害時における障害物除去等の協力に関する協定	有限会社オートサービス土井	平成24年3月30日	防災危機管理課
21	災害時の避難ビルとしての使用に関する協定書	大阪府	平成24年3月30日	防災危機管理課
22	災害時における一時避難所としての使用に関する協定	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 大阪職業訓練支援センター	平成24年4月13日	防災危機管理課
23	災害時における屋上離着陸場の協力に関する協定書 災害時における非常災害用井戸の利用に関する協定書 公開空地等の災害時利用に関する協定書	三井不動産レジデンシャル株式会社	平成24年9月14日	防災危機管理課
24	災害時における段ボール製簡易ベッド等の支援協力に関する協定	セッツカートン株式会社	平成24年10月29日	防災危機管理課
25	災害時における一時避難所としての使用に関する協定	大阪人間科学大学(薫英学園)	平成24年11月1日	防災危機管理課
26	災害時等の応援に関する申し合わせ	近畿地方整備局	平成24年11月5日	防災危機管理課
27	災害時における水害救援等の協力に関する協定書	タキモトワークス(シーバードよどがわ)	平成24年12月17日	防災危機管理課
28	災害時における物資の供給に関する協定書	コーナン商事株式会社	平成25年2月20日	防災危機管理課
29	災害時における相互応援及び防災に関する相互協力に関する協定書	岩手県釜石市	平成25年3月22日	防災危機管理課
30	災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出勤に関する協定書	認定特定非営利活動法人日本レスキュー協会	平成25年4月12日	防災危機管理課
31	災害時における相互応援に関する協定書	兵庫県新温泉町	平成25年4月19日	防災危機管理課

No.	協定書等の名称	相手方	締結年月日	担当課名
32	災害時相互応援協定	三重県尾鷲市	平成25年5月30日	防災危機管理課
33	災害時における一時避難地としての使用に関する協定	大阪経済大学	平成25年8月29日	防災危機管理課
34	三島地域災害時相互応援に関する協定書	三島地域市町(4市1町)	平成25年9月1日	防災危機管理課
35	大阪市・摂津市消防相互応援協定	大阪市	平成25年11月1日	警備企画課
36	災害時における一時避難所としての使用に関する協定	株式会社ダイキンサンライズ摂津	平成26年1月21日	防災危機管理課
37	災害時等の緊急放送における協定	株式会社ジェイコムウエスト	平成26年3月20日	防災危機管理課
38	災害時における一時避難所としての使用に関する協定	アドリーム千里丘管理組合	平成26年7月1日	防災危機管理課
39	災害発生時における一時避難者の相互受入れに関する協定書	大阪市東淀川区	平成26年10月1日	防災危機管理課
40	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	施設名：せつつ桜苑 法人名：社会福祉法人成光苑	平成26年12月17日	保健福祉課
41	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	施設名：老健ひかり 法人名：社会福祉法人成見会	平成26年12月17日	保健福祉課
42	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	施設名：摂津特養ひかり 法人名：社会福祉法人成見会	平成26年12月17日	保健福祉課
43	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	施設名：摂津いやし園 法人名：社会福祉法人気づき福祉会	平成26年12月17日	保健福祉課
44	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	施設名：とりかい白鷺園 法人名：社会福祉法人桃林会	平成26年12月17日	保健福祉課
45	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	施設名：ふれあいの里 法人名：社会福祉法人摂津寿和会	平成26年12月17日	保健福祉課
46	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	施設名：みきの路 法人名：社会福祉法人摂津寿和会	平成26年12月17日	保健福祉課
47	災害時における一時避難所としての使用に関する協定	アーバンハイム建築物所有者	平成27年2月10日	防災危機管理課
48	災害時における一時避難所としての使用に関する協定	社会福祉法人 気づき福祉会	平成27年4月1日	防災危機管理課
49	災害時における緊急避難場所（旧一時避難所）としての使用に関する協定	摂津モラロジー事務所	平成27年4月27日	防災危機管理課
50	災害発生時における食料・飲料水の供給に関する協定書	株式会社サンデリカ	平成27年5月27日	防災危機管理課
51	北摂地域における災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定書	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、島本町、能勢町、豊能町、豊中市伊丹市クリーンランド管理者、猪名川上流広域ごみ処理施設組合	平成27年7月1日	環境業務課 環境政策課
52	災害時における緊急避難場所としての使用に関する協定	マンハイム淀川公園	平成28年3月1日	防災危機管理課
53	災害時における映像情報の提供に関する協定	大阪市	平成28年3月31日	警備企画課
54	災害時における応急対策業務に関する協定	鍵本産業株式会社、株式会社摂津衛生、坂本建設興業株式会社、茨木環境保全株式会社、北大阪清掃株式会社、木本興産株式会社、有限会社ミシマ、泉興業株式会社	平成28年4月1日	環境業務課
55	吹田市及び摂津市における消防相互応援協定	吹田市	平成28年4月1日	警備企画課
56	災害に対する摂津市と摂津市社会福祉協議会の相互支援に関する協定書	摂津市社会福祉協議会	平成28年9月8日	防災危機管理課
57	災害時における物資の供給等に関する協定書	株式会社コノミヤ	平成28年9月8日	防災危機管理課
58	災害時における一時避難所としての使用に関する協定	蕙英学園	平成28年10月31日	防災危機管理課
59	災害時における緊急避難所としての使用に関する協定	株式会社かんでんエンジニアリング大阪北事業所	令和5年7月1日	防災危機管理課
60	災害時における応援に関する協定	株式会社ファノバ	平成31年4月1日	経営企画課
61	災害時における段ボール製品の調達に関する協定	美鈴紙業株式会社	平成31年4月1日	防災危機管理課
62	災害時における物資提供等に関する協定書	北大阪農業協同組合	令和元年5月28日	防災危機管理課

No.	協定書等の名称	相手方	締結年月日	担当課名
63	防災情報表示付き電柱広告に関する	関電サービス株式会社	令和元年9月10日	防災危機管理課
64	災害時における後方支援活動拠点の使用に関する協定書	大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー	令和元年12月1日	防災危機管理課
65	災害時における情報提供に関する協定書	大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー	令和元年12月1日	防災危機管理課
66	災害に係る情報発信等に関する協定書	LINEヤフー株式会社	令和2年2月6日	防災危機管理課
67	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	NTT西日本株式会社大阪支店	令和2年3月18日	防災危機管理課
68	配水管相互連絡管維持管理協定	吹田市	令和2年4月7日	経営企画課
69	災害時における緊急避難所としての使用に関する協定	三星ダイヤモンド工業株式会社	令和2年6月23日	防災危機管理課
70	災害時における緊急避難所としての使用に関する協定	SKハウジング株式会社	令和2年7月1日	防災危機管理課
71	災害時における緊急避難所としての使用に関する協定	認定こども園 正雀愛育園	令和2年7月2日	防災危機管理課
72	災害時における緊急避難所としての使用に関する協定	株式会社都島製作所	令和2年7月31日	防災危機管理課
73	災害時における緊急避難所としての使用に関する協定	株式会社延田エンタープライズ	令和2年10月12日	防災危機管理課
74	災害時におけるLPガス等の供給に関する協定書	一般社団法人大阪府エルビーガス協会三島高槻支部 三島部会摂津地区	令和3年3月11日	防災危機管理課
75	災害時における救援物資の供給に関する協定書	三協フロンティア株式会社	令和3年3月12日	防災危機管理課
76	大阪市と摂津市の相互応援給水に関する協定	大阪市	令和3年3月31日	経営企画課
77	大阪広域水道震災対策相互応援協定	大阪広域水道企業団 大阪府域の市町村（大阪市を除く） 大阪府	令和3年4月1日	経営企画課
78	災害時における段ボール製品の調達に関する協定	大信紙工株式会社	令和3年7月1日	防災危機管理課
79	災害時における資機材レンタルの協力に関する協定	奥村機械株式会社	令和3年10月14日	防災危機管理課
80	災害時における鳥飼仁和寺大橋有料道路の無料通行に係る協力に関する協定	大阪府道路公社	令和3年11月17日	防災危機管理課
81	災害時における緊急交通路の確保および停電復旧に支障となる障害物等の移動等に関する覚書	関西電力送配電株式会社	令和3年12月24日	道路管理課
82	災害時における応急対策業務に関する協定	北摂建設業協同組合	令和4年3月25日	防災危機管理課
83	全国伝統地名（旧国名）市町災害時相互支援に関する協定書	全国伝統地名市町（9市1町）	令和4年4月1日	防災危機管理課
84	災害時における緊急避難所としての使用に関する協定	NXNPロジスティクス株式会社	令和4年5月1日	防災危機管理課
85	災害時の緊急避難等についての協力に関する協定書	株式会社ビバホーム、吹田市	令和4年5月19日	防災危機管理課
86	地域BWAサービス実施に関する協定書	阪神ケーブルエンジニアリング株式会社	令和4年6月3日	情報政策課
87	災害時における避難所としての使用に関する協定書	摂津高等学校	令和4年9月1日	防災危機管理課
88	災害時における緊急避難場所及び避難所としての使用に関する協定書	浪工学園星翔高等学校	令和4年9月30日	防災危機管理課
89	災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書	大阪司法書士会	令和5年2月15日	防災危機管理課
90	災害時等におけるドローンを活用した支援活動に関する協定書	合同会社MuseBee（RUSEA）	令和5年5月12日	防災危機管理課
91	災害時等におけるドローンを活用した支援活動に関する協定書	株式会社SoDA	令和5年5月12日	防災危機管理課
92	災害時等におけるドローンを活用した支援活動に関する協定書	株式会社SKYリサーチ	令和5年5月12日	防災危機管理課
93	災害時等におけるドローンを活用した支援活動に関する協定書	株式会社フェザーズ（DOROPRO）	令和5年5月12日	防災危機管理課
94	災害時等におけるドローンを活用した支援活動に関する協定書	エンジニアリングサービス株式会社	令和5年5月12日	防災危機管理課
95	上下水道事業に係る災害時の応援に関する協定	ヴェオリア・ジェネッツ株式会社関西支店	令和5年6月14日	経営企画課 料金課
96	上水道事業相互応援に関する覚書	北大阪上水道協議会	令和6年4月1日	経営企画課

No.	協定書等の名称	相手方	締結年月日	担当課名
97	災害支援協定約款	株式会社さとふる	令和6年4月1日	広報課
98	大阪府下広域消防相互応援協定	大阪府下市町村	令和6年7月16日	警備企画課
99	災害時におけるキッチンカー等による炊き出しに関する協定書	摂津飲食防災ネットワーク	令和6年8月8日	産業振興課
100	水害時における緊急一時避難場所としての使用に関する協定書	日本GLP株式会社、茨木市	令和6年8月8日	防災危機管理課
101	大規模災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	アサダ石株式会社	令和6年8月29日	防災危機管理課
102	災害時等における応急対策業務に関する協定	若葉会	令和7年3月3日	防災危機管理課
103	災害時等における棺及び葬祭用品の提供等の協力	【葬儀業者7社】 ・株式会社公益社 ・株式会社吹公社 ・株式会社摂津メモリアル興隆館 ・株式会社セレモニー絆 ・有限会社脇田グループ ・株式会社華の誠 ・株式会社幸成社	令和7年4月1日 ※毎年、協定を締結	市民課
104	水害発生時等における緊急避難場所としての使用に関する協定書	ニプロ株式会社	令和7年4月18日	防災危機管理課
105	災害廃棄物等の処理に関する基本協定書	大栄環境株式会社	令和7年6月24日	環境業務課
106	災害時における応急対策業務に関する協定	摂津市建設事業組合	令和7年7月22日	防災危機管理課
107	災害時における緊急避難場所及び避難所としての使用に関する協定	摂津支援学校・とりかい高等支援学校	令和7年10月15日	防災危機管理課

【資料18】 浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧

【学校】

No	施設名	所在地	階数	淀川	安威川等	雨水出水
1	摂津小学校	三島3-14-60	3		○	
2	三宅柳田小学校	学園町2-9-1	4		○	
3	味舌小学校	三島2-13-38	4		○	
4	味生小学校	一津屋2-19-1	4	○	○	
5	別府小学校	東別府5-1-33	4	○	○	
6	鳥飼小学校	鳥飼下1-7-1	4	○	○	
7	鳥飼北小学校	鳥飼本町5-10-1	4	○	○	
8	鳥飼西小学校	鳥飼西3-1-1	4	○	○	
9	第一中学校	南千里丘3-20	4		○	
10	第二中学校	鳥飼八防2-1-1	4	○	○	
11	第三中学校	学園町1-3-1	4		○	
12	第四中学校	東別府4-6-1	4	○	○	
13	第五中学校	鳥飼新町1-10-1	4	○	○	
14	摂津支援学校・とりかい高等支援学校	鳥飼上1-1-15	4	○	○	
15	みおり幼稚園	正雀1-4-1	2		○	

【社会福祉施設】

No	施設名	所在地	階数	淀川	安威川等	雨水出水
1	社会福祉法人成光苑 せつつ桜苑	桜町1-1-11	4		○	
2	デイサービスセンター せつつ桜苑	桜町1-1-11	4		○	
3	エスペラル摂津	南千里丘1-24	4		○	
4	住宅型有料老人ホーム スマイル	正雀本町1-29-3	5		○	
5	デイサービスセンター スマイル	正雀本町1-29-3	5		○	
6	いこいの家 スマイル・ライフ	別府3-7-6	3	○	○	
7	WinHill東別府	東別府1-1-33	2	○	○	
8	ハグライフ南摂津	東別府3-1-11	2	○	○	
9	老健ひかり	東別府5-2-45	9	○	○	
10	ラ・メゾン摂津ブランシェ (マーコット摂津)	東別府5-3-6	2	○	○	
11	コンシェルジュ花みずき	南別府町16-9	5	○	○	
12	はびりあ一津屋	一津屋1-40-1	3	○	○	
13	住宅型有料老人ホーム カーサ花みずき	東一津屋12-5	7	○	○	
14	シニアハウス 花みずき	東一津屋12-5	7	○	○	
15	鳥飼輝きの郷	鳥飼上3-19-18	3	○	○	
16	千里丘いやし園デイサービスセンター	千里丘東2-14-3	4		○	
17	南千里丘リハビリデイサービス	三島3-14-49	1		○	
18	宮川リハビリデイセンター	正雀本町1-40-16コア正雀101	1		○	
19	摂津市保健センター通所介護事業所	南千里丘5-30	3		○	
20	ミック健康の森 摂津	香露園28-23	1		○	
21	デイサービスやわらぎ	別府1-17-1 1F	2	○	○	
22	アスワンケアステーション別府	浜町2-6 ルミエール1階	1	○	○	
23	デイサービス希楽瞳輝 鳥飼館	鳥飼下3-35-14	3	○	○	
24	デイサービスはなのき摂津	鳥飼中1-4-3	1	○	○	
25	ツクイ摂津別府	別府2-30-28	1	○	○	
26	とりかい白鷺園	鳥飼中1-19-8	3	○	○	
27	社会福祉法人気づき福祉会 小規模特養 摂津いやし園	鳥飼下1-13-15	4	○	○	
28	社会福祉法人気づき福祉会 特別養護老人ホーム 摂津いやし園	鳥飼下1-13-7	4	○	○	

29	社会福祉法人気づき福祉会 小規模多機能ホーム摂津いやし園	鳥飼下1-15-6	1	○	○	
30	ラポール摂津	鳥飼下2-3-4	2	○	○	
31	クレスト摂津 (Welfare 摂津)	鳥飼下2-3-5	2	○	○	
32	住宅型有料老人ホーム シェリーアモンクール	鳥飼下3-46-15	2	○	○	
33	モンクールせつつ	鳥飼野々1-5-9	2	○	○	
34	グループホーム摂津ひかりの家	鳥飼八防2-7-12	4	○	○	
35	摂津特養ひかり	鳥飼八防2-7-12	4	○	○	
36	摂津ひかり苑	学園町2-10-15	4		○	
37	あかり摂津桜町	桜町1-13-10	2		○	
38	ナーシングホームあおぞら摂津	鳥飼中1-40-4	2	○	○	
39	フォレスト摂津南	一津屋2-29-3	4		○	
40	リ・リーフ千里丘	千里丘4-2-21	3		○	
41	ランペー津屋	一津屋1-29-5	3		○	
42	シニアハウス花みずきデイサービス	東一津屋12-5	7	○	○	
43	デイサービス希楽瞳輝 南せつつ館	一津屋1-32-18	2		○	
44	摂津いやし園デイサービスセンター満さん家	鳥飼八町1-13-3	1	○	○	
45	グループホームきらめきTOWN	鳥飼下3-35-14	3	○	○	
46	光摂ホーム桜町	桜町1-5-17	2		○	
47	リール ぼると	鶴野4-11-12 サンハイムツルノ1階	3		○	
48	ケアホーム鳥飼	鳥飼新町1-9-4	2	○	○	
49	光摂ホーム安威川	正雀4-4-32	2		○	
50	光摂ホーム正雀1	正雀本町1-3 府営正雀住宅1号棟502	5		○	
51	光摂ホーム正雀2	正雀本町1-3 府営正雀住宅2号棟207	2		○	
52	ZERO	浜町11-23	2	○	○	
53	グループホーム オリーブ	別府3-3-19-3	3	○	○	
54	ふれあいの里	鳥飼上5-2-8	2	○	○	
55	アットワーク	鳥飼銘木町18-4エーデンホルツ24 104	1	○	○	
56	NPO法人介護福祉センター北大阪 幸の家	鳥飼上3-14-18 2F	2	○	○	
57	摂津市障害者総合相談支援センター	学園町2-9-28	3		○	
58	地域生活支援センターヒマワリ	鳥飼上3-19-75	2	○	○	
59	摂津市立みきの路	桜町2-1-7	3		○	
60	あしすと	三島3-1-29-101 第3セントラルハイツ	1		○	
61	ハッピーワールド	庄屋2-4-28	2		○	
62	一般社団法人日本フレキシブルオペレーションJAFL0大阪	別府3-19-18	3	○	○	
63	ゆで玉子	鳥飼下2-27-5 ルーテシアン1階	1	○	○	
64	NPO法人介護福祉センター北大阪 幸の夢	鳥飼下3-1-4 ブラウンビル1階	1	○	○	
65	グループホーム ガーベラ	鳥飼本町1-2-7 プレアール摂津鳥飼Ⅱ 101, 102, 103	1	○	○	
66	グループホーム サクラ	鳥飼本町5-15-7 サークハイツ101, 105, 201	2	○	○	
67	摂津交流センター バクの家	香露園34-2	2		○	
68	第2作業所あい	鳥飼野々3-37-2	2	○	○	
69	作業所あい	新在家1-31-5	2	○	○	
70	グループホーム コスモス	鳥飼西2-35-4 府営鳥飼西住宅4棟402, 403	4	○	○	
71	発達応援カレッジ遊育園	三島3-13-2	1		○	
72	オリーブハウス摂津鳥飼	鳥飼銘木町12-5	3	○	○	
73	RING 1号館	別府1-4-19	3		○	
74	摂津コミキャン	正雀4-8-3	2		○	
75	とてとて	鳥飼銘木町1-3 1階	1	○	○	
76	生活介護つなぐの木	鳥飼中3-1-35	2		○	
77	リハスワーク摂津	正雀本町1-27-22 RIHITO正雀駅前2階	2		○	

78	ぼぼらす	鳥飼上3-8-9	3	○	○	
79	GEZELLIG	鳥飼野々3-23-9	2	○	○	
80	グループホーム サイズホーム	香露園21-23	3		○	
81	星の家ボラリス	鳥飼上3-4-41	2	○	○	
82	アルジス	鳥飼銘木町1-3 石富ビル2号館2階	2	○	○	
83	あそびまち学童デイホーム遊育園	三島3-14-75	2		○	
84	ぼっぽフォーラム	一津屋3-6-2 1階	2	○	○	
85	グループホームモカ鳥飼	鳥飼上1-25-20	2	○	○	
86	ケアホームオーシャン	鳥飼銘木町1-40 石富ビル3-A	3	○	○	
87	ギブミーファイブ	香露園8-1藤原ビル2F	2		○	
88	障がい者支援事業 白鷺園まことそら	鳥飼中1-19-9	2	○	○	
89	障害者短期入所施設 とりかい白鷺園	鳥飼中1-19-8	2	○	○	
90	身体障害者短期入所せつつ桜苑	桜町1-1-11	4		○	
91	スマイルクオ摂津	鳥飼下3-5-14	1	○	○	
92	摂津市立ひびきはばたき園	鳥飼上5-2-8	2	○	○	
93	摂津市立めばえ園	鳥飼下2-1-4	2	○	○	
94	こどもなーと摂津保育園	千里丘東3-1-25 1A	1		○	
95	がくえんちよう遊育園	学園町1-2-33 フェルティ摂津1階	1		○	
96	つるのひまわり園	鶴野2-7-16	3		○	
97	せつつ遊育園	三島3-13-1/三島3-15-2 1F	2		○	
98	せつつ遊育園分園	三島3-13-1/三島3-15-2 1F	2		○	
99	たいしょうがわ遊育園BebéMaison	南千里丘1-34 1階	1		○	
100	みなみせんりおか遊育園	南千里丘4-35	3		○	
101	ポポラー大阪南千里丘園	南千里丘6-37 パークシティ南千里丘D棟 1階	1		○	
102	摂津ポップ保育園正雀校	正雀2-13-22-101	1		○	
103	正雀愛育園	正雀4-12-23	3		○	
104	こどもなーと正雀保育園	正雀本町1-27-22-101 (RIHITO)	1		○	
105	摂津市立べふこども園	東別府5-1-13	2	○	○	
106	摂津さつき保育園	南別府町7-1	2	○	○	
107	一津屋愛育園	一津屋1-37-9	3	○	○	
108	とりかいひがし遊育園	鳥飼上3-2-25	2	○	○	
109	とりかい遊育園	鳥飼中1-20-1	2	○	○	
110	摂津ひかり保育園	鳥飼本町1-11-1	2	○	○	
111	鳥飼さつき園	鳥飼野々2-3-1	3	○	○	
112	摂津ひかり幼稚園	鳥飼八防2-6-11	3	○	○	
113	こどもの杜藤森学園	鳥飼西2-1-1	2	○	○	
114	摂津市立とりかいこども園	鳥飼西3-1-2	2	○	○	
115	摂津ポップ保育園 香露園校	香露園1-37-1F	1		○	
116	摂津市立子育て総合支援センター	千里丘東1-16-2	3		○	
117	勝久寺保育園	千里丘東3-4-5	2		○	
118	KENTOひまわり園	千里丘7-3-7	2		○	
119	せつつあそびまち遊育園	三島3-14-75	2		○	
120	あとりえらば遊育園	三島3-13-2	2		○	
121	三島幼稚園	千里丘東2-2-6	1		○	
122	摂津市立第1児童センター	三島3-16-24	2		○	
123	摂津市立児童発達支援センター（摂津市立つくし園）	鳥飼下2-1-4	2	○	○	
124	児童デイサービス癒す手	千里丘東2-4-25	1		○	
125	デイサービスおとは摂津児童館	鳥飼銘木町7-10	1	○	○	
126	デイサービスおとは摂津式号館	鳥飼銘木町7-11	1	○	○	

127	障がい児通所支援北摂びよんびよん教室	正雀本町2-21-1号イー・ティール・ワンビル2階	2		○	
128	おかえりホームきゅら海	鳥飼中2-4-36-101	1	○	○	
129	学園町学童デイホーム遊育園	学園町1-2-33号フェルティ摂津1F	1		○	
130	コロリス	一津屋1-35-22	1	○	○	
131	鳥飼東学童デイホーム遊育園	鳥飼上3-2-27	1	○	○	
132	リールスメイト摂津別府	東別府2-8-1	1	○	○	
133	発達応援スペース遊育園	三島3-15-2 2階	2		○	
134	就労準備型 放課後等デイサービス はばたく	鳥飼銘木町18-4 エーデルホルツ武四103	1	○	○	
135	かたぐるま 摂津	正雀本町1-31-19 正雀プラザ101号	1		○	
136	スキル	鳥飼本町2-11-33 高尾マンション101号室	1	○	○	
137	コンパス摂津	学園町1-7-2	1		○	
138	放課後等デイサービス ひかり	鳥飼八防2-6-11	2	○	○	
139	いんふいにてい	鳥飼下3-9-11鳥飼田中ビル1階	1	○	○	
140	きらきらキッズ 摂津教室	庄屋2-1-50	1		○	
141	コペルプラス 南摂津教室	東一津屋4-10 ルッツ南摂津 3階 3F-1号室	3	○	○	
142	コペルプラス 千里丘教室	千里丘2-12-5 ダ・カーポ 1階E号室	1		○	
143	放課後等デイサービスかいか	鳥飼上1-16-9	1	○	○	
144	正雀ひかり園	正雀1-1-7	3		○	

【医療施設】

No	施設名	所在地	階数	淀川	安威川等	雨水出水
1	医療法人若葉会 昭和病院	昭和園11-29	4		○	
2	摂津医誠会病院	南千里丘1-32	5		○	
3	摂津ひかり病院	鳥飼八防2-3	3	○	○	
4	医療法人緑樹会 宮川クリニック	鶴野1-1-3	7		○	
5	医療法人千里丘協立診療所	千里丘東2-12-10	3		○	

※本資料に掲載している施設は、本市に所在する要配慮者利用施設のうち、洪水又は雨水出水による想定最大浸水深が0.5m以上となる場所に所在している施設を対象としています。

【資料 19】 応急仮設住宅建設候補地一覧

(2025 年 8 月現在)

No.	名 称	所在地	面積 (㎡)
1	ふるさと公園	鳥飼本町 4 丁目 7 番	11,304
2	さつき公園	鳥飼本町 3 丁目 1 4 番	4,833
3	さくら公園	鳥飼本町 5 丁目 1 4 番	4,892
4	せんだん公園	鳥飼上 3 丁目 4 番	10,668
5	かえで公園	鳥飼上 4 丁目 4 番	5,184
6	あじさい公園	鳥飼中 2 丁目 6 番	2,894
7	りんどう公園	鳥飼上 2 丁目 2 番	3,432
8	あべりあ公園	鳥飼本町 1 丁目 1 1 番	1,287
9	しば公園	鳥飼本町 5 丁目 5 番	3,099
10	鳥山公園	庄屋 1 丁目 2 番	6,000
11	庄屋公園	庄屋 1 丁目 1 0 番	14,000
12	三島公園	三島 3 丁目 1 3 番	6,500
13	嘉円公園	桜町 2 丁目	8,000
14	別府公園	別府 3 丁目 1 9 番	7,839
15	神崎川緑地	一津屋 2 丁目	7,000
16	市場池公園	千里丘 6 丁目 1 1 番	10,000
17	鶴野第 2 公園	鶴野 3 丁目 1 番	4,000
18	平和公園	学園町 2 丁目	7,800
19	青少年運動広場	鶴野 3 丁目 1 番	18,310
20	スポーツ広場	鳥飼西 3 丁目 8 番	17,455
21	明和池公園	千里丘新町 2 番	10,543
合計			165,040

※応急仮設住宅建設可能面積ではなく敷地面積

【資料20】災害時における配備職員

※○印は全員自動参集、▲印は必要に応じて又は参集の要請に応じて参集

部 (本部員)	班名	担当課	地震・事故		風水害		
			警戒体制	本部体制	事前配備	警戒配備	本部体制
市長、副市長、教育長、消防団長				○		▲	○
危機管理担当部長級職員			○	○		○	○
建設部長、上下水道部長				○		○	○
消防長			別途指定		別途指定		
その他の部長級職員				○		▲	○
(危機管理担当 部長級職員)	本部班	防災危機管理課	○	○	別途指定		
		総務課	▲	○		▲	○
市長公室 (市長公室長)	広報班	広報課	▲	○		▲	○
	職員班	秘書課	▲	○		▲	○
総務部 (総務部長)	資産班	人事課	▲	○		▲	○
		資産活用課	▲	○		▲	○
	罹災証明班	固定資産税課	▲	○		▲	○
		財政課	▲	○		▲	○
		情報政策課	▲	○		▲	○
		市民税課	▲	○		▲	○
		納税課	▲	○		▲	○
		工事検査室	▲	○		▲	○
生活環境部 (生活環境部長)	市民班	会計室	▲	○		▲	○
		市民課	▲	○		▲	○
	産業班	国保年金課	▲	○		▲	○
		政策推進課	▲	○		▲	○
		産業振興課	▲	○		▲	○
環境班	環境業務課	▲	○		▲	○	
	環境政策課	▲	○		▲	○	
保健福祉部 (保健福祉部長)	保健福祉班	保健福祉課	▲	○		▲	○
		高齢介護課	▲	○		▲	○
		障害福祉課	▲	○		▲	○
		障害福祉課	▲	○		▲	○
建設部 (建設部長)	都市整備班	出産育児課	▲	○		▲	○
		都市計画課	▲	○		別途指定	○
		建築課	▲	○		別途指定	○
	土木班	連続立体交差推進課	▲	○		別途指定	○
		道路管理課	▲	○		別途指定	○
		道路交通課	▲	○		別途指定	○
		水みどり課	▲	○		別途指定	○
上下水道部 (上下水道部長)	水道本部班	経営企画課	別途指定		別途指定		
	給水班	料金課	別途指定		別途指定		
		水道施設課給水装置係	別途指定		別途指定		
	水道復旧班	水道施設課維持管理係	別途指定		別途指定		
		水道施設課管路整備係	別途指定		別途指定		
	水源班	水道施設課浄水係	別途指定		別途指定		
水道施設課水質係		別途指定		別途指定			
教育委員会 (教育総務部長) (子ども家庭部長)	教育班	下水道班	別途指定		別途指定		
		教育政策課	▲	○		▲	○
		学校教育課	▲	○		▲	○
		教育支援課	▲	○		▲	○
		保育教育課	▲	○		▲	○
	避難班	子ども政策課	▲	○		▲	○
		生涯学習課	▲	○		▲	○
		自治振興課	▲	○		▲	○
		文化スポーツ課	▲	○		▲	○
		人権女性政策課	▲	○		▲	○
		子ども家庭相談課	▲	○		▲	○
		生活支援課	▲	○		▲	○
		消防本部 (消防長)	消防本部班	消防総務課	別途指定		別途指定
予防課	別途指定			別途指定			
警備企画課	別途指定			別途指定			
救急救命課	別途指定			別途指定			
消防署班	警防第一課		別途指定		別途指定		
	警防第二課		別途指定		別途指定		
議会議務局 (議会議務局長)	議会班	議会議務局	▲	○		▲	○
総合行政委員会事務局 (総合行政委員会事務局長)	協力班	総合行政委員会事務局	▲	○		▲	○

その他：緊急防災推進員は、地震時においては震度5弱の場合は庁舎に参集し、所属する班の事務・業務に従事する。
一方で、震度5強以上の場合はあらかじめ割り振られた避難所に参集し、避難所の開設・運営に従事する。

【資料 22】

市町村行政機能チェックリスト

<送付先>〇〇県〇〇課 (FAX00-0000-0000 TEL00-0000-0000)

※都道府県はとりまとめ、総務省市町村課 (FAX03-5253-5592 TEL03-5253-5516) へ送付

市町村行政機能即報
(チェックリスト)

総務省受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村	
報告者職名氏名	職名 氏名 ※都道府県等から派遣された者が記入する場合 (派遣元)

1. トップマネジメントが機能しているか

はい いいえ

①市町村長の安否は確認できたか

はい いいえ

(市町村長不在の場合、代行者の職名氏名 _____)

②災害対策本部会議を定期的開催しているか

はい いいえ

③災害応急対策業務等 (例：避難所運営、物資供給) (以下「業務等」とい
う) の役割分担を行い、責任者が明確になっているか

はい いいえ

④広報・報道対応を円滑に行えているか (プレスリリースの定例化等)

はい いいえ

⑤特記事項

2. 業務実施体制 (人的体制) は整っているか

はい いいえ

①職員は業務等を担うために適切に参集しているか

はい いいえ

(職員の参集状況約 _____ % (業務等実施予定職員約 _____ 名中約 _____ 名参集))

②職員 (一般行政) の応援派遣要請は行ったか

はい いいえ

③特記事項

3. 業務実施環境 (物的環境) は整っているか

はい いいえ

①災害対策本部が設置される庁舎に災害対策本部業務を実施できないような
損壊が生じているか

はい いいえ

②主要な庁舎等に住民窓口業務等を実施できないような損壊が生じているか

はい いいえ

③安否確認、被災者支援に不可欠な住民記録等のデータに支障が生じているか
(停電、端末・サーバの損壊、設置場所への立入不可など)

はい いいえ

④特記事項

※ 第一報については、原則として、総務省消防庁へ「災害概況報」提出後、可能な限り早く、(原則として
発災後 12 時間以内)、分かる範囲で記載し報告すること。

【資料 23】 摂津市罹災証明書等交付要綱

令和 7 年 5 月 9 日

摂津市告示第 181 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害（大規模な火事及び爆発を除く。以下同じ。）によって市内で生じた被害に係る罹災証明書、罹災届出証明書及び非住家罹災証明書（以下これらを「罹災証明書等」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住家 現に居住のために使用している建物をいう。
- (2) 非住家 住家以外の建物及び工作物（建物を除く。以下同じ。）をいう。

(罹災証明書等の内容)

第 3 条 罹災証明書等の内容は、次の各号に掲げる証明書の区分に応じ、当該各号に定める内容とする。

- (1) 罹災証明書 災害による住家の被害の程度について現地調査等を行い、別表に定める損害基準に該当する被害種類を証明するもの
- (2) 罹災届出証明書 災害による建物、工作物、動産等の被害を市長に届け出たことを証明するもの
- (3) 非住家罹災証明書 災害による非住家（建物に限る。）の被害の程度について現地調査等を行い、別表に定める損害基準に該当する被害種類を証明するもの

(交付の対象者)

第 4 条 罹災証明書等の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる証明書の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 罹災証明書 災害により被害を受けた住家の所有者及び居住者並びに所有者又は居住者の相続人
- (2) 罹災届出証明書及び非住家罹災証明書 災害により被害を受けた非住家の所有者及び使用者並びに所有者又は使用者の相続人

(交付の申請)

第5条 罹災証明書等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる証明書の区分に応じ、当該各号に定める申請書を市長に提出しなければならない。ただし、第3号に掲げる証明書については、市が公費による解体を実施するときに限り、申請書を提出することができる。

- (1) 罹災証明書 罹災証明書交付申請書（様式第1号）
- (2) 罹災届出証明書 罹災届出証明書交付申請書兼罹災届出証明書（様式第2号）
- (3) 非住家罹災証明書 非住家罹災証明書交付申請書（様式第3号）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長がその添付の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める書類の添付を省略することができる。

- (1) 被害状況が確認できる写真
- (2) 罹災場所の位置図（罹災証明書又は非住家罹災証明書の交付を申請する場合に限る。）
- (3) 相続人であることを証する書類（相続人が申請する場合に限る。）

3 第1項の規定による申請は、災害による被害を受けた日から1か月以内に行うものとする。ただし、災害により市に甚大な被害が生じた場合又はやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

4 申請者は、第1項の規定による申請をするときは、個人番号カード、運転免許証その他本人であることを証明する書類を提示しなければならない。ただし、市長が当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略することができる。

5 代理人が第1項の規定による申請をしようとするときは、当該代理人に係る前項に規定する書類のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 法定代理人 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類。ただし、市長が当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略することができる。
- (2) 法定代理人以外の者 委任状

(罹災証明書等の交付)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要な調査を行った上、適当と認めるときは、当該申請者に次の各号に掲げる申請書の区分に応じ、当該各号に定める証明書を交付するものとする。

- (1) 罹災証明書交付申請書 罹災証明書（様式第4号）

(2) 罹災届出証明書交付申請書兼罹災届出証明書 罹災届出証明書

(3) 非住家罹災証明書交付申請書 非住家罹災証明書（様式第5号）

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号及び第3号の証明書については、申請者が被害の程度を別表の左欄準半壊に至らない（一部損壊）の項に該当すると判断し、その被害の状況を証明する資料により市長が一部損壊と認める場合は、市長は、当該申請者の同意を得た上で調査を行わず、当該証明書を交付するものとする。

（再調査）

第7条 罹災証明書及び非住家罹災証明書の交付を受けた者は、当該証明書により証明された被害の程度について修正を求めるときは、市長に対し、再調査の申請をすることができる。

2 前項の申請を行うときは、被害認定再調査申請書（様式第6号）に罹災証明書及び非住家罹災証明書（再調査の申請をする建物に係るものに限る。）を添えて、これを市長に提出して行うものとする。

3 第1項の申請は、罹災証明書及び非住家罹災証明書の交付を受けた日から1か月以内に行うものとする。ただし、災害により市に甚大な被害が生じた場合又はやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

4 第5条第4項及び第5項の規定は、第1項の申請について準用する。

（再交付の申請）

第8条 罹災証明書等の交付を受けた者（以下「被交付者」という。）は、罹災証明書等が破損し、汚損し、又は滅失したときは市長に再交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる証明書の区分に応じ、当該各号に定める申請書によるものとする。

(1) 罹災証明書 罹災証明書交付申請書

(2) 罹災届出証明書 罹災届出証明書交付申請書兼罹災届出証明書

(3) 非住家罹災証明書 非住家罹災証明書交付申請書

3 第5条第4項及び第5項の規定は、第1項の申請について準用する。

（証明の取消し等）

第9条 市長は、被交付者が虚偽その他不正の手段により罹災証明書等の交付を受けたときは、当該罹災証明書等で証した事項を取り消すものとする。

2 前項の規定により、証明書で証した事項を取り消された被交付者は、直ちに当該証明書を市長に返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第3条、第6条関係）

被害種類	被害程度	損害基準
全壊	損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難なもの	50%以上
大規模半壊	半壊し、柱等の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの	40%以上50%未満
中規模半壊	半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの	30%以上40%未満
半壊	損壊が甚だしいが、補修により再使用できる程度のもの	20%以上30%未満
準半壊	半壊に準ずる程度の損傷のもの	10%以上20%未満
準半壊に至らない (一部損壊)	準半壊に至らない程度の損傷のもの	10%未満

備考 「損害基準」とは、住家及び非住家の主要な構成要素の経済的被害の住家及び非住家全体に占める損害割合の基準をいう。

様式 略